

## 教育長交渉行われる！

### －特別休暇として「妊娠障害休暇(つわり休暇)の新設を要求－

No image

**教育長：母性保護のための休暇充実の必要性をふまえ、知事部局及び人事委員会に検討を要請した。**

1月28日(水)、教育長交渉が行われました。青森高教組からは、①査定昇給制度を導入しないこと、②夏季休暇を6日とすること、③赴任期間の周知をすること、④特別休暇として「妊娠障害休暇(つわり休暇)」を新設すること、⑤常勤の臨時講師の年休は年度を越えて繰り越すことを重点項目として挙げました。

女性部では、数年前から特別休暇「妊娠障害休暇(つわり休暇)」の新設を要求しています。この「妊娠障害休暇」が設置されていないのは、青森県のみです。山形県と奈良県では、「妊娠に起因する疾病に関わる特別休暇」が病気休暇とは別に90日間あります。例えば、切迫流産などで休まなければならない場合、病気休暇ではなく、この休暇で休むことができるのです。女性教職員の権利の面で、青森県は非常に遅れています。たくさんの女性教職員の声を集め、訴えていく必要があります。以下に、教育長とのやりとりの概要を報告します。

**教育長：**県職員の中における教育職員の割合は大きく、その中でも女性の割合が大きい。母性保護のための休暇充実の必要性をふまえて、今年度知事部局及び人事委員会に検討を要請した。

**女性部：**これまでは、「他県の動向を見て研究していく」との回答だったが、今回は「検討を要請した」とのことであり、前進していることを評価したい。青森県の職員で教育委員会関係の職員は、知事部局と比べると約4倍である。学校現場で女性教職員の占める割合は年々増加し、小学校では64.64%、中学校では44.8%、高等学校では31.9%になっている。同じ県職員でも、教職員と他の部局とは働き方が異なることを理解していただきたい。教育委員会として、もっと積極的に人事委員会に訴えてほしい。

**高教組：**どのような方法で人事委員会に要請したのか？

**教育長：**資料を提出し、主旨と必要性を伝えた。

**女性部：**妊娠中の女性から、「つわりで気分が優れないため、児童が下校した後に休みたいと訴えたところ、時休をとれと言われた」、「妊娠は病気ではない。病休や年休での対応はおかしい。子どもを産む女性が働きやすい職場をつくるように教育委員会には貢献してほしい。症状があるときにきちんと休める制度がほしい」など、切実な訴えが寄せられている。たくさんの女性教職員の声を受け止め、知事部局及び人事委員会に実現を迫っていただきたい。

**教育長：**要望は伝えていくが、他の組合からは重点項目として挙がっていない。

**女性部：**今後、他の組合とも連携して要求を強めていく。早期の実現に向け、よろしく願います。

「妊娠障害休暇」に関するご意見、ご要望等をお寄せください。高教組女性部まで。

No image

## 女性部学習会第2弾！ ～2月7日(土)、8日(日) 帰帆荘～



今年も、青森高生研(高等学校生活指導研究協議会)との共催で行いました。プライチ学習会(実践を簡単に紙一枚で紹介し合う)、講演、夕食交流会等、充実した内容でした。

講演では、埼玉県立川口北高校教諭小池由美子さんが「生徒が主人公の学校づくり～学び合いで育つ力～」と題して、国語や総合学習、道徳教育の実践を紹介してくれました。

集まれば元気！学びは力！を実感した学習会でした。